

勤 労 者 の 皆 様 へ

千歳市勤労者生活資金貸付制度のご案内

千歳市では、金融機関の協力の下、市内の企業に勤務する市民を対象に生活の安定と向上を図るため、生活資金を低利で融資しています。

今年度から貸付利率を、大幅に下げました。

◎ 千歳市勤労者生活資金貸付制度

1 貸付対象者

市内の同一企業に1年以上勤務し、その後も引き続き当該企業に勤務することが確実であり、かつ、市内に1年以上継続して居住している方

2 貸付金額

50万円以内

3 貸付利率

1.0%

4 貸付期間

60か月以内

5 申込み・問い合わせ先（取扱金融機関）

北海道労働金庫千歳支店 0123-27-6666

北央信用組合千歳支店 0123-27-1211

北央信用組合北栄支店 0123-26-3141

北央信用組合末広支店 0123-23-0174

◎ 千歳市職業病認定患者等生活安定資金貸付制度

1 貸付対象者

市内に住民登録をしている方で、労働基準法第75条に規定する職業病認定患者又は労働者災害補償保険法に基づく労働者災害保険の申請者

2 貸付金額

20万円以内

3 貸付利率

1.0%

4 貸付期間

10か月以内

5 申込み・問い合わせ先（取扱金融機関）

北海道労働金庫千歳支店 0123-27-6666

取扱金融機関により貸付条件等が異なる場合がありますので、詳細については各取扱金融機関にお問い合わせください。